

れいわ ねん がつ にち
令和6年4月1日から

改正障害者差別解消法が

施行されます

この法律は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も、お互いに分け隔てなく共に生きる社会をつくることを目的としています。

差別とは？

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」

改正法により、民間事業者による合理的配慮の提供が努力義務から法的義務になりました。

「不当な差別的取扱い」

例えば、障害があることを理由に

- アパートを貸してもらえない
- 退職をすすめられた
- 学校の受験や入学を拒否された

障害を理由として、正当な理由なく、商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりすることは、「不当な差別的取扱い」となり、禁止されています。

「合理的配慮をしないこと」

例えば

- 耳が聴こえないのに声だけで話す
- 目が見えないのに書類だけ渡して読み上げない
- 知的障害がある人に分かりやすく説明しない

車いすの人が移動しやすいようにスロープや手すりをつけるなど、障害者が困っていることを取りのぞくための調整や変更などを「合理的配慮」といいます。役所や学校、会社、お店などは、合理的配慮をおこなうことを求められています。

ADRの手続き

ADRの手続きの流れや費用など、詳しくは紛争解決センターのリーフレットをご覧ください。

ADR 一般に関するお問い合わせはこちらまで。

TEL.078-341-8227

FAX.078-362-0084

※外出が難しい方などは弁護士が出張して実施することもできます。
 ※視覚障害や聴覚障害など、利用に関して合理的配慮が必要な方は個別にご相談ください。
 ※申立手数料・・22,000円（消費税込）、成立手数料・・解決額によって算出されます。（例：解決金10万円の時成立手数料は8,800円（消費税込））

兵庫県弁護士会のSDGsの取り組み

兵庫県弁護士会では、さまざまな活動を行っており、SDGsゴール16「平和と公正を全ての人に」を含むSDGsの目標達成に貢献します。とりわけ16-3「すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する」ために当会の果たす役割は大きいものと考えています。



兵庫県弁護士会紛争解決センターは、ADR法（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律）に基づき、法務大臣より認証を受けた紛争解決機関です。

兵庫県弁護士会

<https://www.hyogoben.or.jp/>



高齢者・障害者総合支援センター（たんぽぽ）

<https://www.hyogoben.or.jp/effort/committee/koureisha/>



しょうがいしゃ 障害者なんでも

ADR



兵庫県弁護士会

高齢者・障害者総合支援センター（たんぽぽ）
 紛争解決センター

URL : <https://www.hyogoben.or.jp>

しょうがい 障害のことで困っていませんか？

くまい す りゆう
車椅子という理由で、
みせ はい
お店に入ることを
きよひ
拒否された



もうどうけん つ
盲導犬を連れてるので
タクシーに
の
乗れなかった



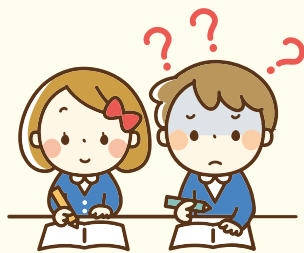
はたら
働くにあたって、
つういんきゅう か
通院休暇を
みと
認めてほしい



でんしゃ
電車やバスなどの
りよう
利用について、
わ
分かりやすく説明して
せつめい
もらいたい



ちようじ かんしゅうちゆう
長時間集中することが難しい。
じゆぎょう う
テストや授業の受けかたを
ちようせい
調整してほしい



しょうがいしゃ
そんなときは障害者なんでもADRを
えーでいーあーる
ご利用ください。



しょうがいしゃ
障害者なんでも ADR 利用の流れ
えーでいーあーる りよう なが

① まずは、**弁護士**にご相談ください。

しょうがいしゃ
障害者なんでも ADR の利用に先立ち、兵庫県弁護士会の弁護士による法律相談を受けていただく必
えーでいーあーる りよう さきだ
要があります。

せんもんほうりつそうだん
「専門法律相談」

ひょうごけんべんごしかいこうれいしゃ
兵庫県弁護士会高齢者・障害者総合支援センター（たんぼぼ）では、月
かいひょうごけんべんごしかいかん
2回兵庫県弁護士会館で来館相談を行っています。また、弁護士会館へ
らいかん こんなん かつ
の来館が困難な方は、お近くの法律事務所等での来所相談や、必要であ
れば出張相談にも応じます。（有料）電話でご予約ください。

よやくでんわばんごう
予約電話番号

こうべほんぶ
神戸本部 078-341-0550
はんしんしぶ
阪神支部 06-4869-7613
ひめじしぶ
姫路支部 079-286-8222

こうれいしゃ しょうがいしゃ
「高齢者・障害者のための弁護士電話相談」

まいしゅうかようび
毎週火曜日・木曜日午後1時から4時まで、高齢者・障害者問題に取り
く
組む弁護士が、ご本人・ご家族・支援者の方々のお悩みについて電話で
そうだん
相談に応じます。

でんわ ふあつくすばんごう
電話・FAX 番号

でんわ
TEL 078-362-0074
ふあつくす
FAX 078-362-0084

※障害者なんでも ADR 利用の場合、電話相談の後に来館、来所又は出張による相談を受けていただくことになります。

② **和解あっせん申立て**

まずは兵庫県弁護士会の弁護士による法律相談を受け、弁護士から紹介を受けてから、弁護士会の紛争解決センターに和
解あっせんの申立書を提出してください。

アクセス

〒650-0016 神戸市中央区橋通1-4-3 兵庫県弁護士会館内



ADR(紛争解決センター)とは

弁護士が和解あっせん人となり、申立人と相手
がた
方の双方の言い分をじっくり聞いた上で、公平
ちゆうりつ
中立な立場からすばやい解決を目指します。障
がいしゃ
害者なんでも ADR では、社会福祉士などの専
もんか
門家も関与することができます。